-マンション管理組合・管理会社のみなさまへ- 窓京都府太陽光発電でマンションのレジリエンスを強化しませんか?

令和7年度京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金 共同住宅共用部再工之導入促進事業

京都府では、再生可能エネルギーの導入等を促進するため、府内の共同住宅 (マンション等)の共用部に太陽光発電設備と蓄電池を同時導入する場合に、 その費用の一部を補助します。

共同住宅は災害時に防災拠点としての役割も期待され、エネルギー自立化及びレジリエンス強化に取り組むことが重要です。

この機会にぜひ導入をご検討いただきますようお願いします。

補助率

太陽光発電 5万円/kW

(最大200万円)

蓄電池 1/3

(最大100万円)

災害時等に地域へ電力供給する場合は200万円

補助対象事業

府内の共同住宅に太陽光発電と 蓄電池を<u>同時導入</u>し、発電した 電気を共用部で消費する事業

補助対象者

- ・分譲マンション等の管理組合
- ・賃貸マンション等の所有者 (事業者の場合も可)

主な補助要件

- ・固定価格買取制度(FIT)・FIPの認定を取得しないこと
- ・発電した電気の一定量※を当該共同住宅の共用部で消費すること
 - ※自家消費率30%以上かつ府内消費率50%以上 自家消費分として専有部で消費することは不可
- ·蓄電池補助上限 家庭用規格:4.7万円/kWh

業務用規格:約5.3万円/kWh

申請期限

令和8年1月30日(金)※事前申請制·先着順



詳細は京都府HPへ

※賃貸マンション等にソーラーカーポートを導入される場合は本補助金の「駐車場・農地等再エネ導入促進事業」 を活用いただける場合があります。詳細はhttps://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.htmlを ご確認いただき、下記まで問い合わせください。